

第 51 回 東京都会計基準委員会 議事要旨

【開催日時等】

- 日 時 令和元年 5 月 2 9 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分～
3 1 日 (金曜日) 午後 4 時 0 0 分～
- 場 所 東京都庁第一本庁舎 南塔 3 6 階 会議室 B 他
- 出席委員 公認会計士 鵜川正樹
公認会計士 清水涼子
公認会計士 薄井 誠

【議題】

- ・開 会
- (1) 東京都会計基準の改正点について
- (2) 平成 30 年度財務諸表作成要領について
- (3) 平成 30 年度財務諸表に係る注記について
- (4) 令和元年度東京都会計基準委員会の開催スケジュールについて
- (5) その他

【配付資料】

- 資料 1 東京都会計基準の改正点について
- 資料 2 平成 30 年度財務諸表作成要領 (案) の概要について
- 資料 3 - 1 減価償却方法変更に伴う表示の検討
- 3 - 2 平成 30 年度財務諸表に係る注記 (案)
- 資料 4 令和元年度東京都会計基準委員会開催スケジュールについて (案)

【議事内容】

委員会では、議題に沿って以下のような内容の協議や意見交換が行われた。

- (1) 東京都会計基準の改正点について

次第 (2) (3) の前提となることから、昨年度までに改正した東京都会計基準の改正点について事務局から改めて説明した。

(2) 平成 30 年度財務諸表作成要領について

各局の経理担当者向けに例年 6 月に実施している説明会で使用する財務諸表作成要領について、今回の東京都会計基準の改正を受けた変更点を中心に資料 2 を用いて事務局より説明を行った。

(有形固定資産の耐用年数)

- ・耐用年数変更の経緯についての説明が欲しい。
 - 旧耐用年数の設定当時は、制度発足時の作業状況や資産の多さを考慮し、当時の大蔵省令の耐用年数を参考にした都独自の年数を使用していた。今回は制度開始から 10 年以上が経過し、より詳細に耐用年数を設定することが事務的に可能となったことから見直しを実施した。(事務局)

(過年度修正損益)

- ・過年度損益修正損の算出方法について教えて欲しい。
 - 減価償却累計額の旧算定方法による期首残高と、新算定方法による期末残高の差額を「減価償却費」と「過年度損益修正損」にそれぞれ分解する。そして本来計上すべき「減価償却費」を算定し、差額分について「過年度損益修正損」とする。(事務局)

(組織改編)

- ・組織改編があったとのことだが、これによる決算への影響について教えて欲しい。
 - 令和元年度より新たに局が設立されるなどの組織改編があったが、新設された局については、改変前に事業等が属していた局の 30 年度決算から当該事業等に相当する部分の金額を手作業で切り出し、説明用に平成 30 年度財務諸表を作成することとしている。なお内部の異動であるため、東京都全体の財務諸表に与える影響はない。(事務局)

(3) 平成 30 年度財務諸表に係る注記について

平成 30 年度財務諸表で記載する注記について、今回の東京都会計基準の改正を受けた変更点を中心に資料 3 を用いて事務局より説明した。

(注記の記載内容)

主に、残価率を廃止したことに伴う注記の記載内容について検討を行い、注記の記載内容を決定した。

(残存価額及び耐用年数の見直し)

東京都では、税制改正（平成 19 年）を反映して、残存価額や耐用年数の見直しを検討したが、システム改修等の事務的状况を考慮して、今回（平成 30 年度）の修正となった。修正方法としては、変更後の残存価額や耐用年数を最初から適用していたと仮定して再計算した未償却残高に合致するように、旧来の計算に基づく未償却残高を修正し、差額を過年度の減価償却修正分として特別損益に計上したうえで、その後は新しい残存価額や耐用年数に従って償却計算を継続する方法（キャッチアップ方式）を採用した。

なお、企業会計では、2011 年 4 月から企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されており、会計上の見積りの変更は変更後の会計期間に吸収させる方法（プロスペクティブ方式）が採用されているが、上記の理由から、今回は採用していない。

(4) 令和元年度東京都会計基準委員会の開催スケジュールについて

令和元年度は今回の第 51 回を含めて全 3 回を予定している。開催スケジュールについては、次回第 52 回の開催は 8 月下旬ごろを予定し、主な検討項目は、「財務諸表の点検作業について」等を予定。第 53 回の開催は令和 2 年 2 月下旬から 3 月上旬ごろを予定し、主な検討項目は、「平成 30 年度財務諸表監査の報告について」等を予定している旨を事務局より説明した。

→ 次回第 52 回の開催は、8 月 19 日（月）に決定。

(5) その他

- ・これほど労力をかけて正確に財務諸表を作成しているのだから、これを内部統制等に活用すべきではないか。

→ 現在、内部統制での活用についても検討しているところであり、具体的な対応が決まり次第報告させていただく。（事務局）

以上